

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

教育委員会 保健体育課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>指摘 4</p> <p>【校納金（学校給食費を含む）の未納対策】</p> <p>学校給食費を含む未納校納金の減少に資するとは限らないが、少なくとも教職員が個人的に未納校納金を立て替えたり、会計間で融通をしなくて済むように、松山市は対策を講じなければならない。</p> <p><改善提案①></p> <p>学校給食費について、毎月の未納分について市立学校が松山市学校給食会に未納額の報告と未納対策準備金の使用申請を行い、松山市学校給食会は月次で未納対策準備金を未納分の支払いとして使用し、学校を通じて回収したら未納対策準備金に充当するという仕組みに変更するべきである。なお、平成 26 年度当初予算において松山市は松山市学校給食会に対し、学校給食費未納対策準備金として 1,400 千円を補助しており、月次で未納対策準備金を使用しても支障は生じないと考える。</p> <p><改善提案②></p> <p>学校給食費以外の未納校納金についても、松山市が対策準備金を設け、学校の申請に基づいて適時に立替するべきである。</p> <p>例えば、①未納初期（未納後 1 か月～3 か月）においては、保護者ときちんと協議して未納長期化を防ぐ、②未納後 1 か月で松山市に対して対策準備金の使用申請を行い、松山市が立替を行う、③松山市では長期化した未納校納金の回収や管理を行う、というような仕組みに変えなければいけない。</p> <p><改善提案③></p> <p>松山市による未納調査は、学校ごとに未納額を正確に把握して、学校毎あるいは松山市として対策を立てるために行うための手続きであるが、不正の発見の機会でもある。未納報告額について、学校は「学校給食費未納処理調書」を作成し、松山市に提出しているが、松山市は虚偽の報告を防ぐために学校給食費会計への入出金情報との整合性を確かめるべきである。</p>	<p>【保健体育課】</p> <p>学校給食費は年度途中で給食会計が資金不足に陥らないこと、月ごとに異なっていた保護者の負担を平準化させることを目的として、平成 30 年度から定額徴収制度を導入した。これに伴い、学校給食費は 5 月～12 月の間、毎月定額で 23 食分の金額を徴収しており、毎月の実績が概ね 15～22 食であるため、未納者がいた場合も給食会計の安定的な資金運用が概ね可能となり、立て替えや会計間で融通しなくて済むようになった。</p> <p>加えて、学校給食費未納対策準備金を継続して活用することで、年度をまたがる未納者がいた場合も会計間での融通は不要となっている。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

教育委員会 保健体育課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>指摘7 【実地たな卸し手続の厳正化】 「たな卸し一覧表」に不備が生じるのは、毎年の実地たな卸し・実査が不十分であるためである。実地たな卸しにおいては、「たな卸し一覧表」に記載がある資産の有無を確認するのみでなく、現物資産が「たな卸し一覧表」に計上されていることを確認しなければならないのは「【指摘⑤】_物品等のたな卸し手続の厳正化」と同じである。</p>	<p>統一した要領を作成し、実態に合わせた備品のたな卸しを行うようにした。 また、要領の中でたな卸しの目的・重要性、さらに、「たな卸し一覧表に記載のない備品が存在する場合の対応」について明確に示すことで、たな卸し手続きの有効性向上を図り、たな卸し実施者の意識改革を図った。</p>